

2.高齢者分科会の役割と介護保険制度 の概要について



加賀市健康福祉部長寿課

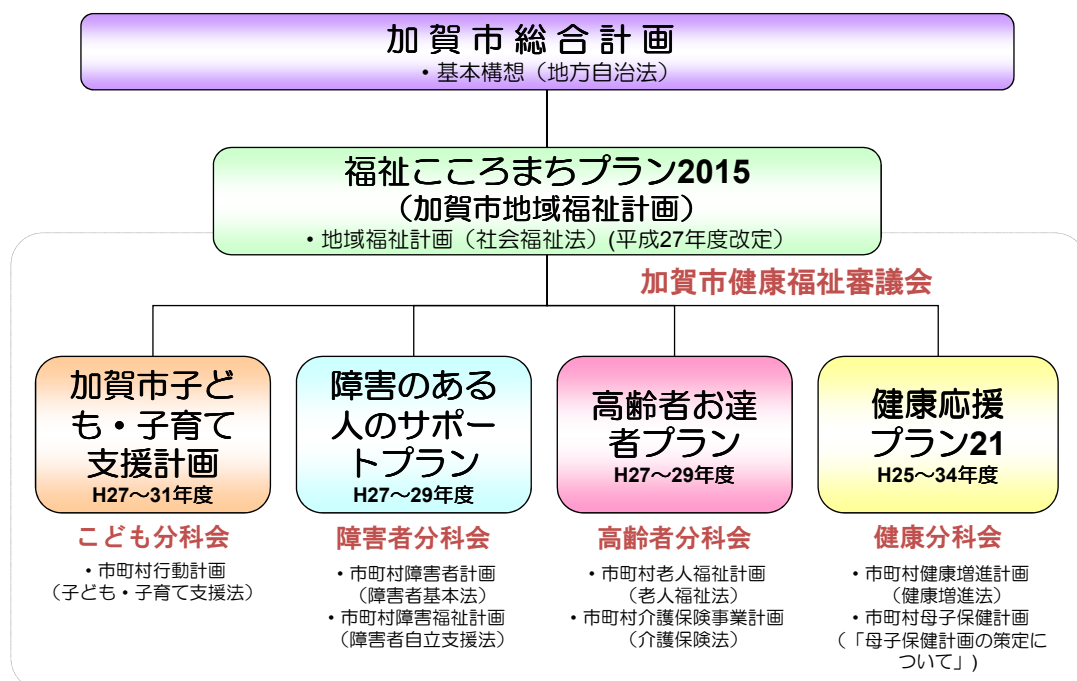
平成 27 年 6 月 25 日

加賀市健康福祉審議会・高齢者分科会

- ・加賀市健康福祉審議会条例及び加賀市健康福祉審議会規則に定める。
- ・高齢者、こども、障がい者を含めた地域の健康と福祉に関する施策を審議する「加賀市健康福祉審議会」を設置。
- ・高齢者に関する施策に関しては、審議会の下に「高齢者分科会」を設置し審議を行う。
- ・学識経験者、公益代表、関係団体代表、被保険者代表から20名以内で構成。
- ・特定の事項を調査審議するため専門部会を置くことができる。

加賀市健康福祉審議会条例・規則による
(お達者プラン72・244～247ページ)

健康福祉計画体系図



高齢者お達者プラン第1章より（2ページ）

諮問及び付議の報告

- 平成27年5月22日
健康福祉審議会は高齢者に関する事項について市長の諮問を受ける
- 同日
健康福祉審議会は高齢者分科会に付議する

- ①加賀市健康福祉審議会は、市長の諮問に応じ専門の事項について調査審議し答申する
- ②専門の事項を調査審議するため分科会を置く
- ③分科会の決議をもって審議会の決議とする
- ④審議会会長は市長の諮問を受けたときは、分科会に付議することができる

加賀市健康福祉審議会条例及び規則より

審議事項

- ①介護保険事業計画の策定に関すること
- ②介護保険事業・高齢者保健福祉事業の実施状況の評価に関すること
- ③地域包括支援センターの運営に関すること
- ④地域密着型サービス事業者の指定等に関すること
- ⑤地域介護・福祉空間整備計画、介護基盤緊急整備計画、地域医療介護総合確保計画に関すること

高齢者お達者プラン第4章より（72ページ）

審議会での委員の除斥

議案について利害関係を有する審議会、分科会及び部会の委員は、当該議案の審議に参加することができない。

加賀市健康福祉審議会規則第6条

今後の高齢者分科会の予定

平成27年度

第1回(平成27年6月25日)

組織会・第5期計画実績と第6期計画 等

第2回(平成27年8月)

地域包括支援センターの運営

介護予防・日常生活支援総合事業 等

第3回(平成27年11月)

地域包括支援センターの運営 等

第4回(平成28年2月)

平成27年度実績見込み 等

平成28年度(4～5回)事業評価

地域包括支援センターの運営

平成29年度(5～6回)第7期介護事業計画の策定

介護保険制度の概要 (高齢者お達者プラン)

介護保険制度創設の背景

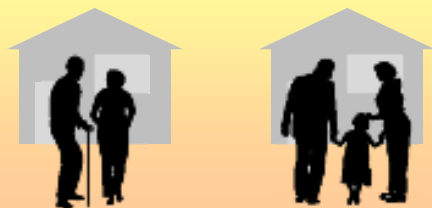
介護が必要な高齢者の増加



介護する人も高齢化



核家族化

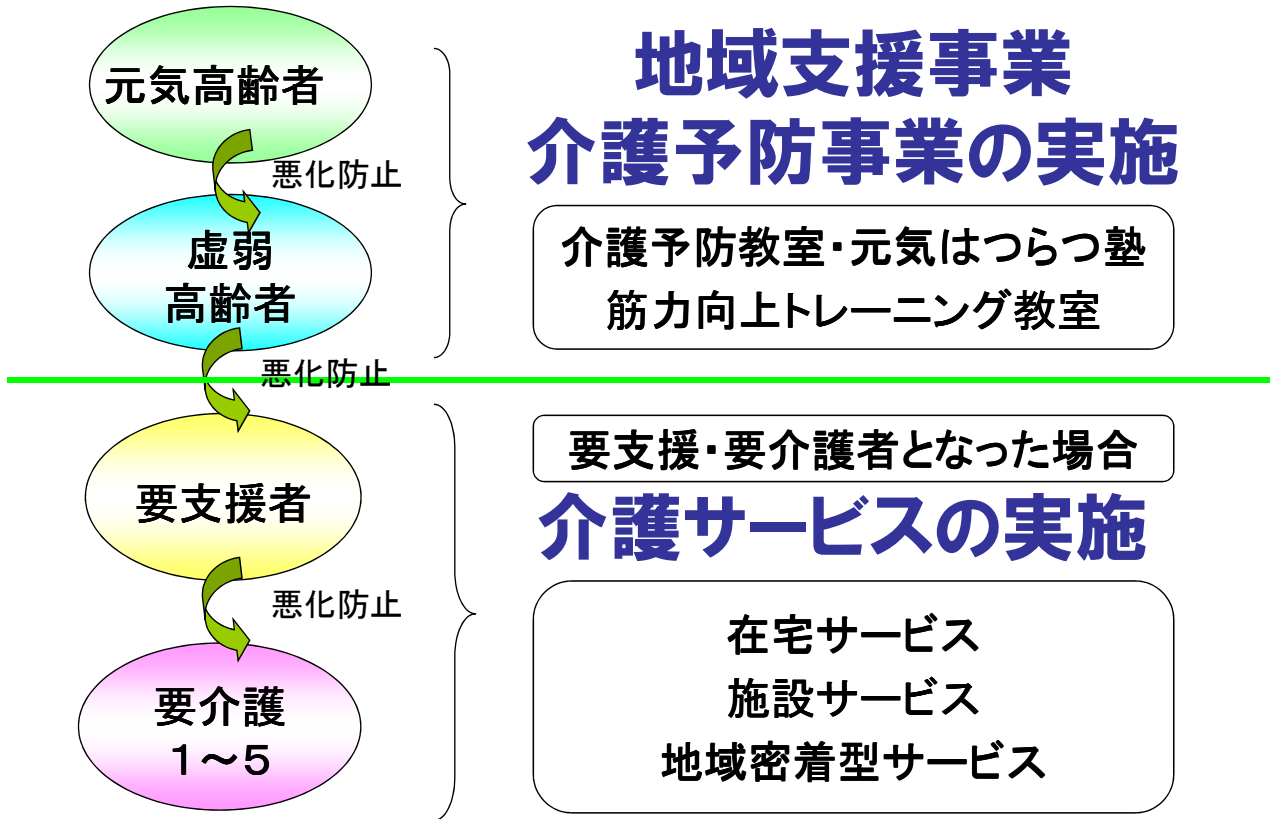


家族だけでは介護が困難

社会全体で支えるしくみの創設

平成12年より介護保険制度が開始
3年を1期として保険者(市町)が計画策定

介護保険のサービス体系



高齢者お達者プランとは

・介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体のものとして策定

①平成27～29年度の間、加賀市の高齢者には、全国一律のサービスである介護保険サービスが、どれだけ必要か。

介護保険事業計画

②平成27年度から、加賀市の住民に必要な高齢者に関する事業・施策はどのようなものか。

高齢者福祉計画

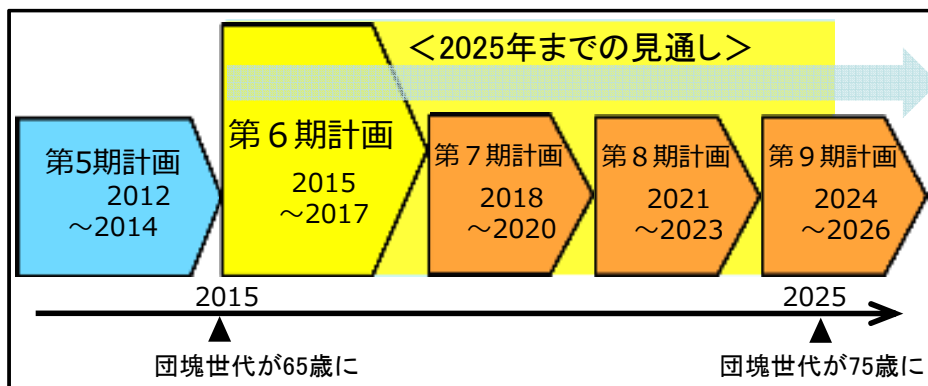
高齢者お達者プラン第1章より（2ページ）

高齢者お達者プランの目的と期間

第6期計画は、団塊の世代が75歳以上となり、介護を必要とする高齢者の急速な増加が見込まれる平成37年度を見据え、中・長期的な視野に立った目標を設定し取り組みを行う位置づけ。

基本理念（最大目的）

高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく、自立した暮らしを継続できる社会を実現する。

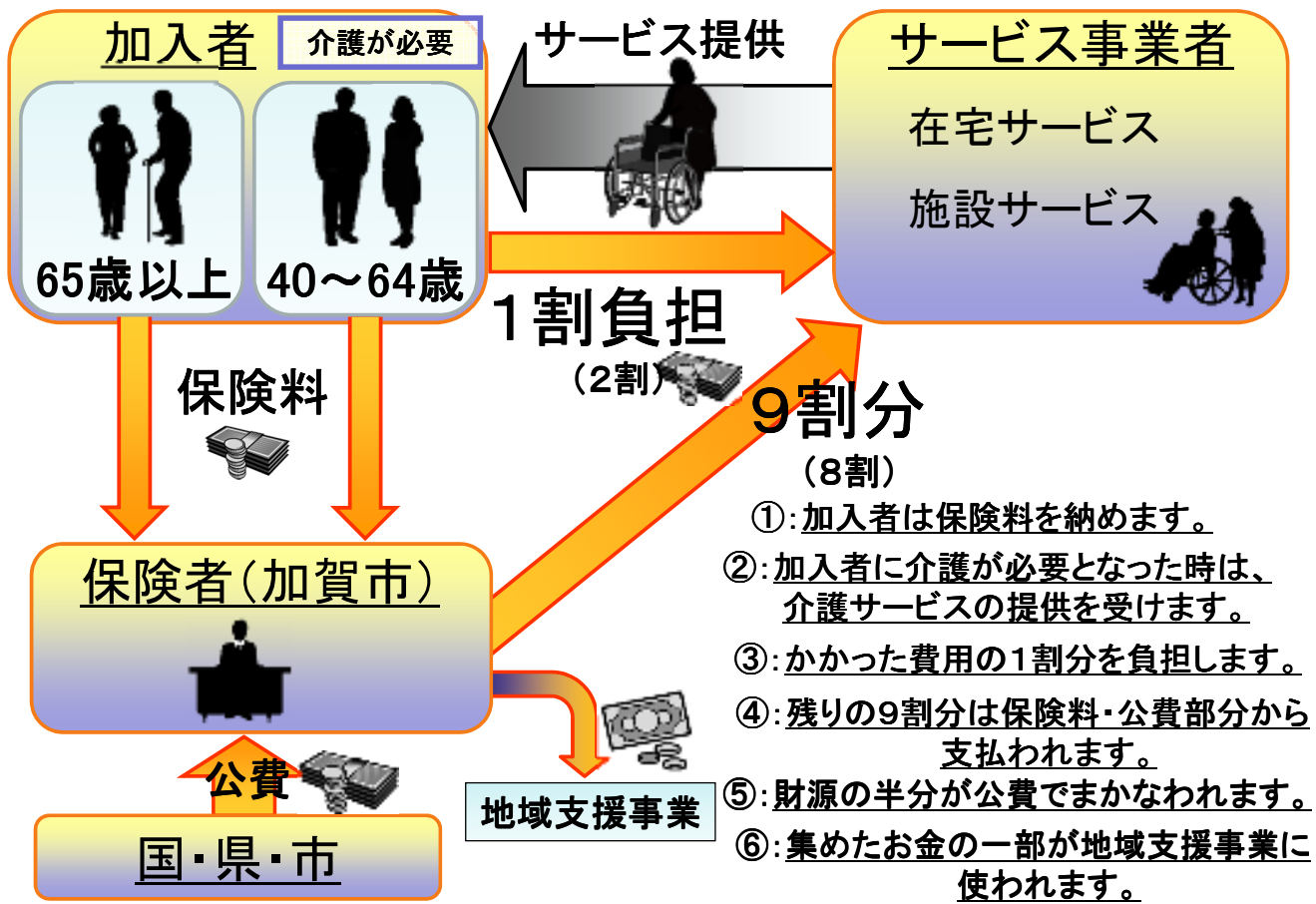


高齢者お達者プラン第1章、第4章より(4~5・48ページ)

高齢者お達者プランの内容について

章(タイトル)	主な内容
第1章 計画策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の趣旨 ・法令等の根拠 ・計画期間
第2章 現状と将来推計	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の現状と将来推計 ・介護保険事業の状況 ・高齢者施策の状況
第3章 地域の状況と日常生活圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況 ・日常生活圏域の設定
第4章 基本理念と施策体系	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・施策体系 ・サービス基盤の現状 ・サービス基盤の整備方針 ・サービス基盤の整備目標 ・高齢者分科会の概要 ・地域包括支援センター
第5章 介護保険事業の見込みと介護保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者数等の推計 ・介護(予防)サービス種類ごとの見込み量 ・地域支援事業の見込み量 ・介護保険事業に係る費用の見込み ・第1号被保険者の介護保険料の算定
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識等各種調査 ・計画策定の経過 ・加賀市健康福祉審議会条例

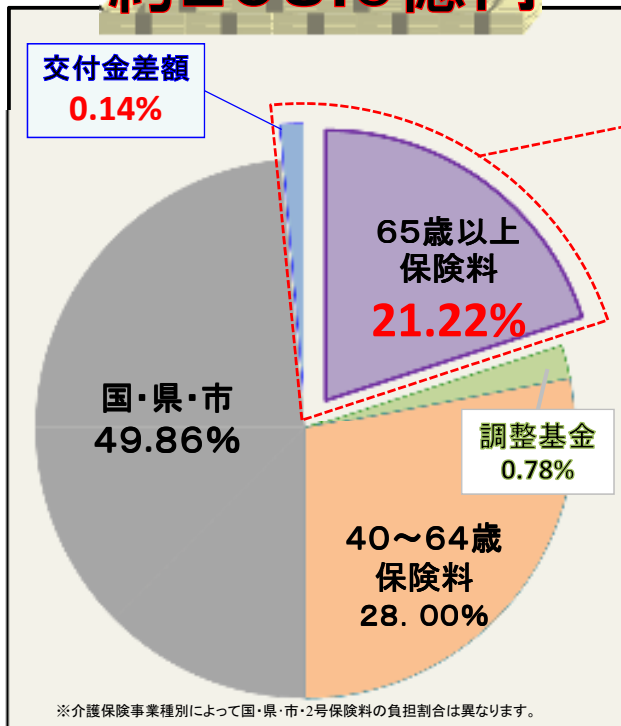
介護保険制度の概要



加賀市の第6期介護保険料

3年間に使う介護保険の費用の見込み

約208.6億円



21.36%

約45.5億円

65歳以上の方が負担する額 (収納率を考慮)

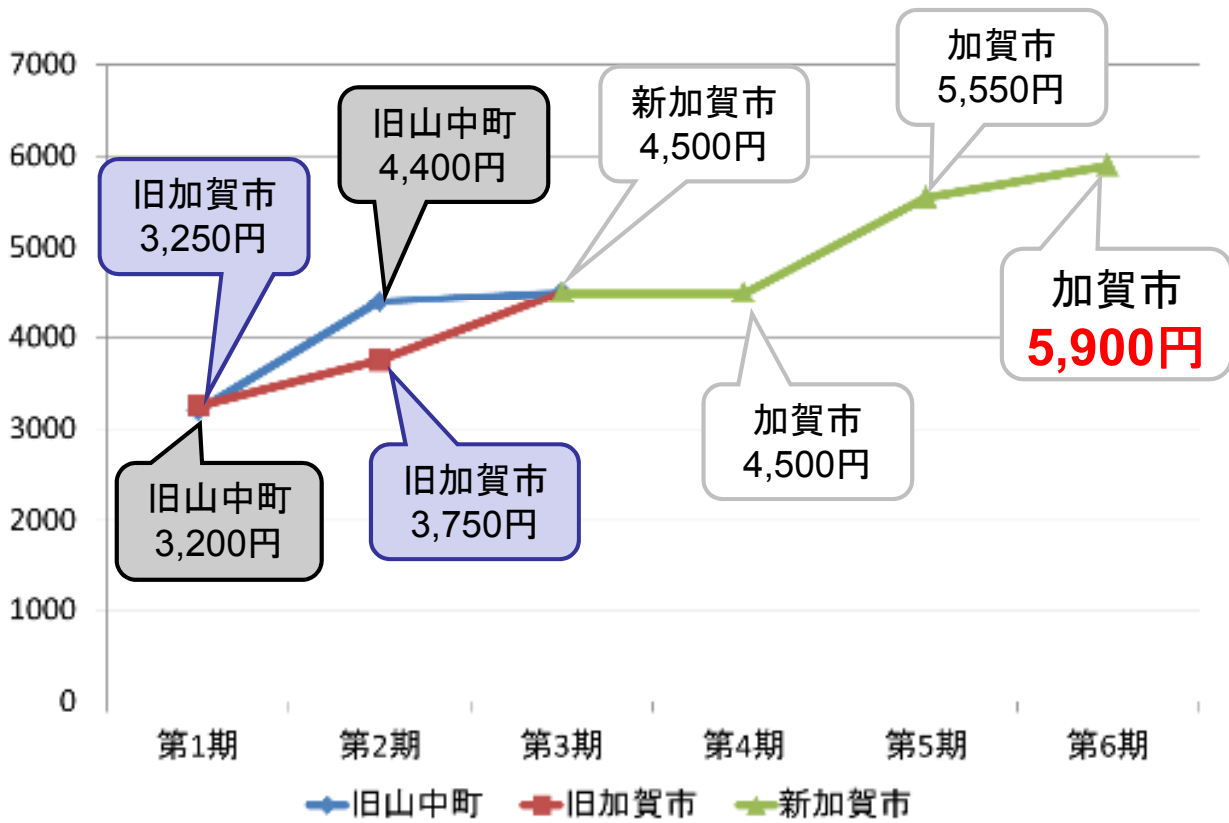
64,332人

65歳以上の人数 (3年間の延べ人数)

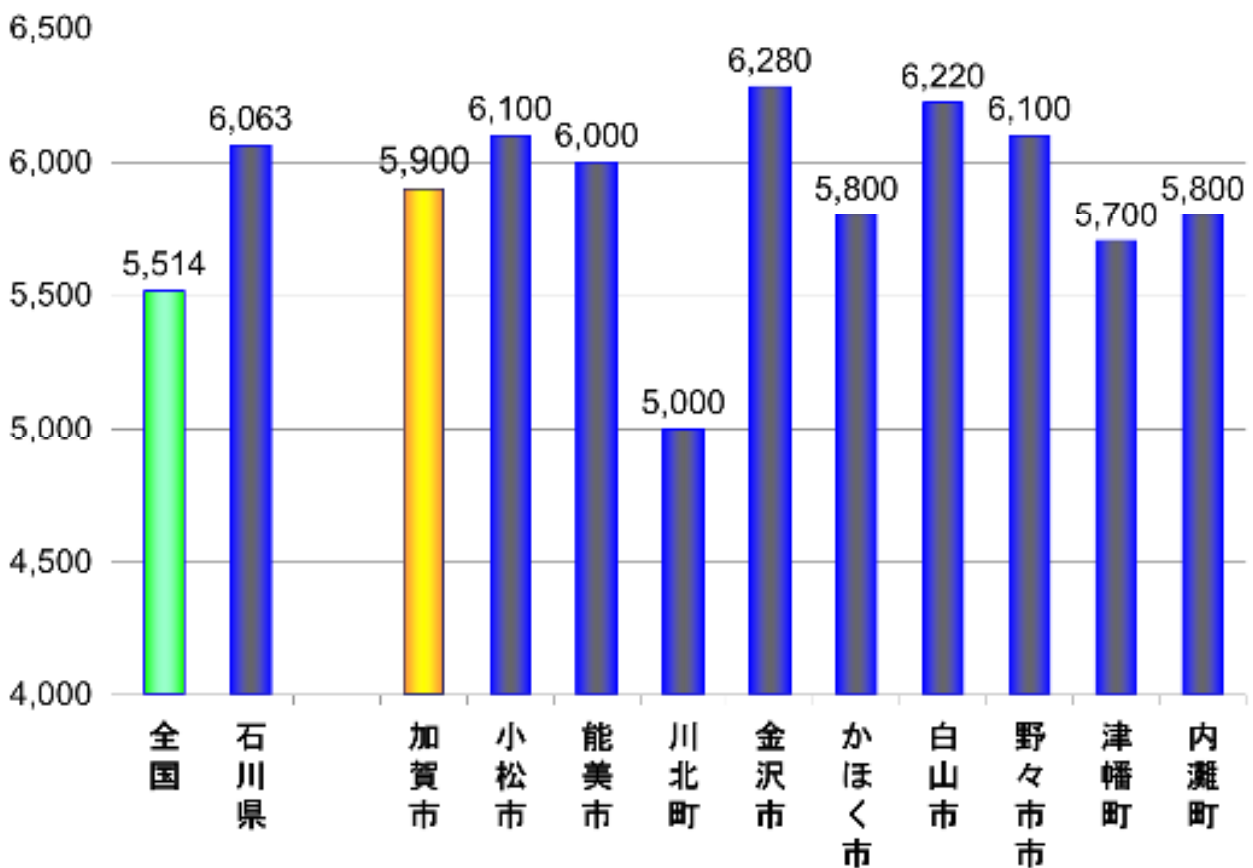
※所得段階補正等を考慮した推計値

年額 **70,800円** (月額**5,900円**)

保険料基準額の推移



第6期介護保険料基準額の比較 (南加賀・石川中央)

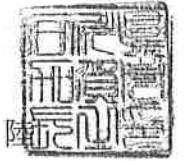




発 加 地 第 28 号
平成 27 年 5 月 22 日

加賀市健康福祉審議会 会長 様

加賀市長 宮 元



加賀市健康福祉審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について貴審議会からのご意見・ご助言を賜りたく諮問いたします。

記

1. 地域福祉に関する事項
2. 高齢者に関する事項
3. 障がい者に関する事項
4. こどもに関する事項
5. 健康に関する事項
6. その他健康及び福祉施策の推進に関する事項



発加健審第1号

平成27年5月22日

加賀市健康福祉審議会
高齢者分科会 会長 様

加賀市健康福祉審議会
会長 上出 正



諮問事項の審議について（付議）

平成27年5月22日付けで市長から諮問のあった下記事項について加賀市健康福祉審議会規則第2条に基づき貴分科会へ付議します。

記

1 付議事項

(1) 高齢者に関する事項

2 付議事項の審議方法

(1) 前項第1号の諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。